

公立学校共済組合女子学生会館入館者利用規則

令和6年10月31日制定

(目的)

第1条 この規則は、公立学校共済組合が設置する女子学生会館（以下「学生会館」という。）への入館及び利用に関して、入館者が順守すべき事項を定める。

(入館できる者)

第2条 学生会館に入館できる者は、各号に掲げる要件を全て満たした者のうち学生会館の館長（公立学校共済組合の指示に基づき任命された館長。以下「館長」という。）が入館を認めた者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章から第11章までに規定する大学、高等専門学校（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する女子学生であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公立学校共済組合の組合員又は組合員であった者（以下「組合員等」という。）の子。

(イ) 教員免許（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条及び第4条の2に規定する免許状）の取得を目指している者。

(入館期間)

第3条 入館期間は、各年の4月1日からその翌年の3月20日までとする。ただし、入館期間の中途において空室があり、館長が中途での入館を認めた場合には、4月1日を館長が指定する日に読み替える。

2 入館者が入館期間の最終日の3か月前までに入館期間の延長を申し出た場合には、入館期間を1年間延長するものとし、当該、延長された入館期間に関しても同様とする。ただし、延長しようとする期間の最終日が、入館者の修業年限を超える延長を申し出ることとはできない。

3 入館者は、入館期間の途中で退館したい場合には、退館しようとする日の2か月前までに所定の届書により館長に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるものと館長が認める場合には、この限りではない。

(入館に関する費用)

第4条 入館に関して必要となる費用の額は、次表のとおりとする。なお、金額欄における（ ）内の金額は、これらの費用を負担する者が公立学校共済組合の組合員である場合に限り適用する。

費用の種類	金額	支払方法	支払期限	支払方法
入館費	80,000円 (75,000円)	一括払	事務局が指定する日	事務局が指定する金融機関の口座への振込み
保証金	100,000円 (0円)			
室料	54,000円 (52,000円)	月払	前月末日	入館者の指定する金融機関の口座からの引落とし
管理費	14,000円 (13,000円)			
居室の光熱水費	電気については小売電気事業者と、水道については武蔵野市の水道担当部署との直接契約			

2 納入後の入館費は、原則として返還しない。

3 保証金は、退館日の属する月の2か月後の末日までに全額を無利息で返還する。ただし、室料及び管理費等に清算する金額がある場合は、その額を清算した上で返還する。

4 第1項にかかわらず入館期間の初月に係る室料等及び管理費については、第8条に定めるところによ

る。

- 5 第1項に掲げる室料及び管理費については、入館していた日数が1月に満たない月については日割りにより算定するものとし、算定後の金額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 第1項に掲げる室料及び管理費については、帰省、留学その他入館者に起因する事由により月の全部又は一部の間不在となることがあっても減免しない。ただし、学生会館の責により入館者が居室を利用することができなかった期間に係る当該費用については支払いを免除する。
- 7 入館者が本条に違反する場合には、館長は、入館を取り消し直ちに退館させることができる。入館者は本条を順守することが困難と見込まれる場合には、速やかに館長にその旨を申し出て、その指示に従うものとする。

(入館費等の改定)

第5条 前条に定める費用は、経済情勢の変動、公立学校共済組合の事業運営上その他の事由により、改定することがある。この場合、館長は相当の余裕期間をもって、あらかじめ入館者に通知するものとする。

(入館の申込)

第6条 入館を希望する者(以下「入館希望者」という。)は、別に定める募集期限までに、次表に定める書類を学生会館内に設置する事務局(以下「事務局」という。)に提出することにより入館の申込みを行う。ただし、入館申込書を記載する者(以下「申込者」という。)は、第4条に掲げる入館に関する費用の負担を実際に行う者に限る。

申込書	入館申込書
誓約書	入館誓約書
在学を証明する書類	在学証明書の原本又は入学予定の大学等の合格通知書の写し(申込み時に入学前の者に限る。)
入館希望者と申込者の関係が確認できる書類	住民票、戸籍抄本その他これらに相当する書類
申込者に関する書類	(ア) 申込者が組合員等である場合 申込者が組合員等であることを証する書類(組合員証等、年金待機者登録通知書、年金加入期間確認通知書又は年金証書)の写し (イ) 申込者が組合員でない場合 申込者の就業状況、年収等に関する申告書

(入館者の決定)

第7条 館長は、前条による申込みに対し、入居可能室数の範囲において入館を承認する者(以下「入館予定者」という。)を決定し、速やかに入館承諾書その他入館手続に必要な書類を添えて、次条に定める入館手続を案内するものとする。また、入館を承認しないこととした者には、その旨を通知する。

(入館手続等)

第8条 前条により入館手続の案内を受けた入館予定者は、事務局が指定する期限までに、次の各号に掲げる入館手続きを行わなければならない。

- (1) 第4条第1項に定める入館費、保証金並びに1か月分の室料及び管理費の支払(振込み)。
 - (2) 入居日申請書及び入館者身上調書(入館予定者の写真を添付したもの)の提出(郵送又は持参)。
- 2 入館予定者は、前項に規定する入館手続の完了をもって前条に規定する入館承諾書に基づく居室の利

用ができるものとする。なお、利用する居室については、事務局が任意に指定する。

- 3 前項にかかわらず、入館予定者が引越し等で一時的に居室を利用する場合には、利用開始日の前であっても当該居室を利用することができるものとする。なお、この場合の利用日は、入館予定者と調整のうえ館長が決定するものとし、同日に係る室料及び管理費については支払いを要しないものとする。
- 4 館長は、第1項に規定する入館手続が期限までに完了しない場合、前条による入館承諾を取り消す。
- 5 入館予定者は、入館期間の前日までに限り、所定の入館辞退届の提出をもって入館を辞退することができる。この場合において、第1項第1号に掲げる支払いが既に行われていた場合には、入館費を除き返金する。

(退館)

第9条 入館者は、入館期間が満了する日までに居室から私物を搬出し、室内を清掃したうえで、居室を明け渡さなければならない。

- 2 前項の作業については、他の入館者に迷惑をかけることのないよう十分に配慮して実施するものとし、夜間や早朝には行わないものとする。
- 3 入館者は、第1項の作業を終了したのち本人または申込者の立会いの下で事務局による居室の確認を受けるものとし、その際、学生会館から貸与されたカードキーを事務局に返却するものとする。なお、当該確認において入館者の責による破損その他の問題が認められた場合は、入館者の費用負担により事務局において原状回復工事を実施する。
- 4 第1項にかかわらず、明け渡し後の居室に入館者の私物が残置されていた場合には、事務局において処分する。なお、当該処分に要した費用については入館者及び申込者に請求する。
- 5 入館者は、理由の如何を問わず学生会館の退館に起因する立退料その他一切の金品の請求を行うことはできない。

(違反行為)

第10条 前条第1項に定めるもののほか、入館者が次の各号に掲げる事項に該当することとなった場合には、館長が指定する日までに退館しなければならない。なお、この場合において前条各項の規定は同様に適用する。

- (1) 第2条に掲げる入館の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 本規則に定める事項に関して、入館者の虚偽が認められたとき。
- (3) 室料又は管理費を2か月以上滞納したとき。
- (4) 次条に掲げる館内規則に違反し、入館を継続させることが困難と館長が判断したとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、学生会館の運営に支障をきたす行為を行ったとき。

(館内規則)

第11条 前条までに定めるもののほか、入館者が学生会館での生活において留意し、順守すべき事項は、別表のとおりとする。

- 2 入館者は、館長、事務局職員、管理人その他の職員から前項の事項について指示又は注意を受けたときは、これに従わなければならない。入館者がこれに従わない場合、館長は、入館者及び申込者に対し、改善に向けた警告又は退館の勧告を行う。

(損害賠償)

第12条 入館者又はその訪問客が故意又は過失により学生会館に損害を与えた場合、入館者は、直ちに事務局にその旨を通知し、当該損害を賠償しなければならない。

(規則に定めのない事態)

第13条 この規則に定めのない事態が生じた場合は、法令等に基づき、関係者間で協議し、解決にあたるものとする。

附 則

- 1 この規則のうち、第3条第2項、第4条に定める支払期限及び第6条から第8条については制定日から、その他については、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。
- 2 令和4年9月30日に制定された公立学校共済組合女子学生会館入館者利用規則（以下「旧規則」という。）は、施行日の前日をもって廃止する。ただし、旧規則のうちこの規則との間で齟齬が生じる規定については、制定日をもって効力を停止する。
- 3 施行日をまたぐ第3条第2項に定める入館期間の延長については、施行日前の入館期間を第3条第1項に定める入館期間として本規則を適用する。この場合において、延長を行う入館者が第2条第2号のいずれにも該当しない場合には、第2条第2号（イ）に該当するものとみなして本規則を適用する。
- 4 当面の間、第4条第1項に規定する保証金は徴収しない。

別表

項	区 分	留意事項及び順守事項
1	正門の開閉	正門は6時に開錠し、24時に施錠する。
2	門限	門限は23時とする。 やむを得ない事由により帰館が門限を過ぎることが見込まれる場合は、あらかじめ所定用紙に必要事項を記入し事務局へ届け出ること。（入館者の安全を確認するために必須の事項です。）
3	カードキー等	① カードキーは入館者自身が保管し、他人に預けないこと。 ② 居室を離れるときは必ず施錠すること。 ③ カードキーを紛失又は破損したときは、直ちに事務局へ届け出ること。
4	外泊等	外泊（帰省等を含む。）するときは、あらかじめ所定用紙に必要事項を記入し、事務局へ届け出ること。（入館者の安全を確認するために必須の事項です。）
5	事務局からの連絡	事務局からの連絡があるときは、内線電話、セキュリティインターホン、メールボックスへの配付、館内掲示板への掲示、学生会館ホームページへの掲載等を行うので、これらに留意すること。
6	郵便物等	① 郵便物は、入館者各自のメールボックスに投函する。 ② 書留（ただし現金書留を除く）等は、事務局で一時預かった後引き渡すので、引き取ること。
7	訪問客	① 入館者に訪問客があったときは、内線電話により連絡する。 ② 訪問客との面会は、1階応接コーナーを利用すること。また、時間は、8時から同日22時までとすること。 ③ 父母、祖父母、姉妹、おば、姪及び従姉妹（以下「家族等」という。）並びに友人（女性に限る。以下同じ。）は、事務局へ届け出の上、次の事項を守れることを条件として居室の入室及び居室での宿泊（女性に限る。）をすることができる。 イ 本表に定める事項を順守すること。 ロ 入館者が在室していること。 ハ 決められた場所以外に立ち入らないこと。 ニ 友人の入室は1人までとすること。 ホ 居室での宿泊は、家族等及び友人ともに1人までとすること。
8	居室の使用等	① 居室を第三者に使用させ、又は利用させないこと。 ② 居室内の造作に変更を加えないこと。 ③ 居室内で石油ストーブ、カセットコンロその他火気を発する器具を使用しないこと。なお、館長が許可した場合を除き共用施設内でも同様とする。 ④ 喫煙しないこと。なお、学生会館内は全館禁煙である。 ⑤ 居室内は入館者自ら清掃し、清潔を保ち、屑物・汚物等はあらかじめ指示された方法に従って分別し、所定の場所へ搬出すること。 ⑥ 洗濯はランドリールームで行うこと。なお、洗濯物を干す際は、手摺等を使用しないこと。

		⑦ テレビ等の音量、足音、話し声等の生活音に十分注意すること。 ⑧ 管理上必要がある場合は、事前に連絡の上、事務局その他の職員が居室内に立ち入ることがある。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に連絡なく立ち入ることがあるので了解すること。
9	共用施設及び備品等	① 決められた利用方法・利用時間を守り、丁寧かつ清潔に利用すること。 ② 他の入館者の迷惑とならないよう十分に配慮して利用すること。 ③ 故障、破損、紛失等が生じた場合は、速やかに事務局へ申し出ること。この場合、これらの故障、破損、紛失等が利用者の故意又は過失によるときは、当該利用者が修復のための実費を負担するものとする。
10	保健衛生	急病、体調不良等の場合は、直ちに事務局へ連絡すること。
11	防災・防犯	① 不審者又は不審な事物に気付いた場合は、直ちに事務局へ連絡すること。 ② 火災の発生を未然に防止するため、8の③に掲げるほか、一切の火気の使用は禁止する。外出の際は、居室の電気器具等の安全を確認すること。
12	その他の禁止事項	前各項に掲げるもののほか、次に掲げる事項は禁止する。 イ 学生会館内における政治的、思想的、宗教的な活動及び集会並びにこれらに類する行為を行うこと。 ロ 居室及び共用施設の窓ガラス等にビラ等を掲示又は貼付すること。 ハ 廊下その他の共用施設に私物を置くこと。 ニ ペット類を飼育すること。 ホ 学生会館内の風紀秩序を乱すこと。 ヘ 学生会館の運営を妨げる行為を行うこと。 ト 共同生活上不相当と認められる行為を行うこと。
13	定めなき事項	前各項に定めのない事項については、秩序ある共同生活を維持できるよう、良識に従って行動すること。